

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 7 条件 なし

その六十五

- 1 公示番号 区第八号
- 2 漁場の位置 木更津市吾妻地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 ア 北緯三五度二三分二七・四一一四秒、東経一三九度五四分四三・五八三八秒の点
 イ 北緯三五度二三分二七・五一九〇秒、東経一三九度五四分三七・九七三一秒の点
 ウ 北緯三五度二三分二三・〇五〇六秒、東経一三九度五四分三七・八四五三秒の点
 エ 北緯三五度二三分二二・九四三〇秒、東経一三九度五四分四三・四五五九秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 7 条件 港湾管理者が公益上必要と認める事業の施行に対しては、これを妨げてはならない。

その六十六

- 1 公示番号 区第九号
- 2 漁場の位置 富津市富津地先
- 3 漁場の区域 次の基点東四十四号、基点東四十三号、ア、イ、ウ、エ及びオの各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線並びにカと基点東四十五号の四の点を結んだ線とによって囲まれた区域
 基点東四十三号 北緯三五度一九分〇六・六九二八秒、東経一三九度四八分五八・七六六六秒の点（富津市富津港東防波堤灯台）
 基点東四十四号 北緯三五度一九分〇五・三六八七秒、東経一三九度四八分五六・三五五四秒の点（富津市富津漁港西側防波堤の突角に設置した標^{びょう}鎮）
 基点東四十五号の四 北緯三五度一八分四六・九二一四秒、東経一三九度四七分〇七・七五八三秒の点（富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱）
 ア 北緯三五度一九分三一・二一〇七秒、東経一三九度四八分四五・八一五九秒の点
 イ 北緯三五度一九分三三・四三九五秒、東経一三九度四八分五一・二九一四秒の点
 ウ 北緯三五度二〇分三八・二六〇四秒、東経一三九度四八分〇一・一四七六秒の点
 エ 北緯三五度一九分三七・八八三六秒、東経一三九度四五分四五・六八九四秒の点
 オ 北緯三五度一八分五三・〇〇〇〇秒、東経一三九度四六分〇五・〇〇〇〇秒の点
 カ 北緯三五度一八分五二・〇〇〇〇秒、東経一三九度四六分一四・〇〇〇〇秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年五月二十日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 富津市大堀、青木、西川、新井及び富津
- 8 条件 なし

その六十七

1 公示番号 区第十号

2 漁場の位置 富津市富津から篠部に至る地先

3 漁場の区域 次の基点東四十五号の四とアの点を結んだ線、最大高潮時海岸線並びにイ、ウ、エ、オ、カ及び基点南二号の各点を順次に結んだ線とによつて囲まれた区域

基点東四十五号の四 北緯三五度一八分四六・九二二四秒、東経一三九度四七分〇七・七五八三秒の点（富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱）

基点南二号 北緯三五度一七分三五・二九六七秒、東経一三九度五〇分三七・五一四七秒の点（富津市篠部と同市千種新田との境界に設置した標柱）

ア 北緯三五度一八分五二・〇〇〇〇秒、東経一三九度四六分一四・〇〇〇〇秒の点

イ 北緯三五度一八分五三・〇〇〇〇秒、東経一三九度四六分〇五・〇〇〇〇秒の点

ウ 北緯三五度一七分一四・七四七七秒、東経一三九度四七分二八・四九八一秒の点

エ 北緯三五度一六分三二・二一八四秒、東経一三九度四九分一五・一七九八秒の点

オ 北緯三五度一六分三〇・三五四六秒、東経一三九度四九分二八・四六二五秒の点

カ 北緯三五度一六分三六・三三五五秒、東経一三九度四九分三〇・四一八九秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年五月二十日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 富津市大堀、青木、西川、新井、富津、川名及び篠部

8 条件 なし

その六十八

1 公示番号 区第十一号

2 漁場の位置 富津市富津から篠部に至る地先

3 漁場の区域 次の基点東四十五号の四とアの点を結んだ線、最大高潮時海岸線並びにイ、ウ、エ、オ、カ及び基点南二号の各点を順次に結んだ線とによつて囲まれた区域

基点東四十五号の四 北緯三五度一八分四六・九二二四秒、東経一三九度四七分〇七・七五八三秒の点（富津市富津岬の明治百年記念展望塔の北端支柱）

基点南二号 北緯三五度一七分三五・二九六七秒、東経一三九度五〇分三七・五一四七秒の点（富津市篠部と同市千種新田との境界に設置した標柱）

ア 北緯三五度一八分五二・〇〇〇〇秒、東経一三九度四六分一四・〇〇〇〇秒の点

イ 北緯三五度一八分五三・〇〇〇〇秒、東経一三九度四六分〇五・〇〇〇〇秒の点

ウ 北緯三五度一七分一四・七四七七秒、東経一三九度四七分二八・四九八一秒の点

エ 北緯三五度一六分三二・二一八四秒、東経一三九度四九分一五・一七九八秒の点

オ 北緯三五度一六分三〇・三五四六秒、東経一三九度四九分二八・四六二五秒の点

カ 北緯三五度一六分三六・三三五五秒、東経一三九度四九分三〇・四一八九秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	かき垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

7 条件 なし

その六十九

1 公示番号 区第十二号

- 2 漁場の位置 富津市千種新田から笹毛に至る地先
- 3 漁場の区域 次の基点南二号、ア、イ、ウ及び基点南七号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域
- 基点南二号 北緯三五度一七分三五・二九六七秒、東経一三九度五〇分三七・五一四七秒の点（富津市篠部と同市千種新田との境界に設置した標柱）
- 基点南七号 北緯三五度一四分〇三・一二八八秒、東経一三九度五二分一一・六八二六秒の点（富津市笹毛と同市湊との境界に設置した標柱）
- ア 北緯三五度一六分三六・三三五五秒、東経一三九度四九分三〇・四一八九秒の点
- イ 北緯三五度一六分三〇・三五四六秒、東経一三九度四九分二八・四六二五秒の点
- ウ 北緯三五度一三分五七・四八八八秒、東経一三九度五〇分五二・八七八五秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	のり養殖業	八月二十日から翌年五月二十日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 富津市千種新田、岩瀬、小久保、亀田、八幡及び笹毛
- 8 条件 なし

その七十

- 1 公示番号 区第十三号
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町大六地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯三五度七分三三・六三二五秒、東経一三九度四九分五九・〇四〇五秒の点
- イ 北緯三五度七分三五・五四二五秒、東経一三九度四九分五二・三八〇一秒の点
- ウ 北緯三五度七分三〇・八六九四秒、東経一三九度四九分五〇・五六六八秒の点
- エ 北緯三五度七分二八・九三四五秒、東経一三九度四九分五七・三四六七秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめはえ縄式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 安房郡鋸南町元名、保田、大帷子、吉浜及び大六
- 8 条件 なし

その七十一

- 1 公示番号 区第十四号
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町竜島地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
- ア 北緯三五度七分〇三・二八〇四秒、東経一三九度四九分三〇・四五五九秒の点
- イ 北緯三五度七分〇四・五四二七秒、東経一三九度四九分二六・七七二七秒の点
- ウ 北緯三五度六分五五・五八九一秒、東経一三九度四九分二二・二三〇三秒の点
- エ 北緯三五度六分五四・三七四一秒、東経一三九度四九分二五・七八四九秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめはえ縄式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間
- 8 条件 なし

その七十二

- 1 公示番号 区第十五号
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町勝山地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度六分四六・五五〇二秒、東経一三九度四九分三二・六七八九秒の点
 - イ 北緯三五度六分四九・七四八六秒、東経一三九度四九分二二・六八七四秒の点
 - ウ 北緯三五度六分四六・六八一九秒、東経一三九度四九分二〇・三三六七秒の点
 - エ 北緯三五度六分四三・五四三五秒、東経一三九度四九分三一・四二〇一秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめはえ縄式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間
- 8 条件 なし

その七十三

- 1 公示番号 区第十六号
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町勝山及び下佐久間地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度六分四〇・二三二五秒、東経一三九度四九分一四・三〇〇八秒の点
 - イ 北緯三五度六分三七・七六六〇秒、東経一三九度四九分一一・五八九一秒の点
 - ウ 北緯三五度六分二八・四三四二秒、東経一三九度四九分〇八・一二四六秒の点
 - エ 北緯三五度六分二三・七七二六秒、東経一三九度四九分一八・八九四七秒の点
 - オ 北緯三五度六分三六・八〇六七秒、東経一三九度四九分二九・七五八四秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- 7 条件 なし

その七十四

- 1 公示番号 区第十七号
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町勝山及び下佐久間地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度六分三八・〇三六九秒、東経一三九度四九分〇六・二〇〇一秒の点
 - イ 北緯三五度六分三八・〇四二八秒、東経一三九度四九分〇四・二〇三三秒の点
 - ウ 北緯三五度六分三〇・七六六五秒、東経一三九度四九分〇四・一〇四九秒の点
 - エ 北緯三五度六分三〇・九五四八秒、東経一三九度四八分五八・〇六八六秒の点
 - オ 北緯三五度六分四四・九三八八秒、東経一三九度四八分五八・五三八二秒の点

カ 北緯三五度六分四二・二七五二秒、東経一三九度四九分〇六・三四六五秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

7 条件 なし

その七十五

1 公示番号 区第十八号

2 漁場の位置 安房郡鋸南町下佐久間及び岩井袋地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度六分二二・六七七三秒、東経一三九度四九分二六・七〇四一秒の点

イ 北緯三五度六分二二・七九九三秒、東経一三九度四九分一八・六八七二秒の点

ウ 北緯三五度六分〇六・六一〇〇秒、東経一三九度四九分一八・四六二五秒の点

エ 北緯三五度六分〇六・四七九〇秒、東経一三九度四九分二六・四八七〇秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめはえ縄式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 安房郡鋸南町勝山、竜島、岩井袋及び下佐久間

8 条件 なし

その七十六

1 公示番号 区第十九号

2 漁場の位置 南房総市小浦地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

ア 北緯三五度四分三九・六〇八九秒、東経一三九度五〇分一一・二五六〇秒の点

イ 北緯三五度四分五一・二五五〇秒、東経一三九度五〇分〇四・一四七四秒の点

ウ 北緯三五度四分四一・一八四二秒、東経一三九度四九分三九・三四八四秒の点

エ 北緯三五度四分三二・七九九六秒、東経一三九度四九分四二・二五七七秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶはえ縄式養殖業	十月一日から翌年六月三十日まで
	わかめはえ縄式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、一部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢

8 条件 なし

その七十七

1 公示番号 区第二十号

2 漁場の位置 南房総市小浦地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯三五度四分五一・六〇四四秒、東経一三九度五〇分一一・二〇六五秒の点
- イ 北緯三五度四分五一・六二六一秒、東経一三九度五〇分一〇・一九五〇秒の点
- ウ 北緯三五度四分四八・七二一〇秒、東経一三九度五〇分〇九・九四〇三秒の点
- エ 北緯三五度四分四八・六一八二秒、東経一三九度五〇分一一・〇二一八秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	あわび垂下式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 南房総市久枝、市部、竹内、高崎、小浦、宮谷、合戸、検儀谷、二部、荒川、犬掛、井野、川上、平塚、平久里下、平久里中、山田及び吉沢

8 条件 なし

その七十八

1 公示番号 区第二十一号

2 漁場の位置 南房総市富浦町多田良地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯三五度二分三九・一四四七秒、東経一三九度四八分五六・四五二〇秒の点
- イ 北緯三五度二分四八・七八九九秒、東経一三九度四八分五八・〇六三五秒の点
- ウ 北緯三五度二分四七・二〇八四秒、東経一三九度四九分〇九・五四五五秒の点
- エ 北緯三五度二分三七・六七五一秒、東経一三九度四九分〇八・三六二六秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類小割式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

7 条件 なし

その七十九

1 公示番号 区第二十二号

2 漁場の位置 南房総市富浦町多田良地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯三五度二分三三・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分〇五・五〇〇〇秒の点
- イ 北緯三五度二分三〇・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分一三・八〇〇〇秒の点
- ウ 北緯三五度二分二六・七〇〇〇秒、東経一三九度四九分一〇・九〇〇〇秒の点
- エ 北緯三五度二分三〇・五〇〇〇秒、東経一三九度四九分〇三・五〇〇〇秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめはえ縄式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

7 条件 なし

その八十

1 公示番号 区第二十三号

2 漁場の位置 館山市相浜地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域